

平成27年国勢調査有識者会議企画ワーキンググループ会合（第2回） 議 事 要 旨

1. 日 時 平成25年11月21日（木）16：00～18：05

2. 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3. 出席者

構 成 員：大林千一委員，菅幹雄委員，津谷典子委員，萩原雅之委員，廣松毅委員

総 務 省：岩佐国勢統計課長，村田国勢統計課調査官，小松崎国勢統計課環境整備企画官 他

4. 議 事

- (1) 平成27年国勢調査第2次試験調査の実施状況について
- (2) 平成27年国勢調査の実施に向けた市区町村における実施状況把握の結果について
- (3) 平成27年国勢調査第3次試験調査の調査方法について
- (4) 平成27年国勢調査の調査事項について
- (5) その他

5. 配布資料

- 資料1－1 平成27年国勢調査第2次試験調査の結果の概要
- 資料1－2 平成27年国勢調査第2次試験調査 実施状況等報告書
- 資料2 平成27年国勢調査の実施に向けた市区町村における実施状況把握の結果の概要
- 資料3－1 平成27年国勢調査第3次試験調査・本調査に向けた基本的な考え方（案）
- 資料3－2 平成27年国勢調査第3次試験調査（フルドレスリハーサル）の概要（案）
- 資料3－3 平成27年国勢調査第3次試験調査・本調査事務フロー（案）
- 資料3－4 平成27年国勢調査第3次試験調査・本調査実査スケジュール（案）
- （参考） 平成27年国勢調査の実施までの検討スケジュール
- 資料3－5 平成27年国勢調査第3次試験調査 調査票（案）
- （参考） 平成22年国勢調査 調査票
- 資料4－1 平成27年国勢調査（簡易調査）で追加・廃止を検討する調査項目（案）
- （別添） 平成27年国勢調査調査事項の変更点（案）
- 資料4－2 平成27年国勢調査の新規調査項目の要望に係る対応方針（案）
- （参考1） 国勢調査の集計事項・調査事項及び項目区分に係る要望・活用事例
- （参考2） 国勢調査の調査事項の変遷
- 参考 平成27年国勢調査有識者会議企画WG会合（第1回）議事要旨

6. 議事要旨

- 開会にあたり，岩佐国勢統計課長から挨拶
- 事務局から資料に基づいて説明を行い，その後，意見交換が行われた。
- 今回の議論を踏まえ，12月に開催する有識者会議の本会議において，第3次試験調査の方向性を決定したい。

【主な意見】

(1) 平成27年国勢調査第2次試験調査の実施状況について

- 第2次試験調査の結果で、調査世帯にPC・スマートフォンの所有の有無を問うたところがあるが、オンライン調査の仕組みを検討するには、どのような形でPC・スマートフォンにアクセスしているのか（例えば自宅のPCか、勤め先のPCかなど）まで把握することが必要。
- 全ての世帯が対象となる国勢調査において、調査期間中にオンライン調査システムがダウンしてしまった場合の影響は計り知れない。キャパシティに余裕のある仕組みにすることが必要。
- 調査員回収、郵送回収及びオンライン回収の各回収方法別に回収率が出ているが、ほぼ横並びであるようだ。各回収方法で得られるメリット・デメリットは何か。
⇒ オンライン回収について、回答データの精度という観点でみると、記入内容のチェック機能が実装されているので、未記入などがなくなるため精度の高いデータが得られる。また、調査員事務量という観点では、オンライン先行方式で行った場合、調査員が調査票の回収作業を行う必要がないのでその分手間がかからない。
調査員回収について、回収時に記入内容のチェックを行うことが必要になるため、調査世帯に足を運ぶ必要があり、オンライン回収に比べるとその分事務量が増えることになる。
郵送回収について、オンライン回収と同じように調査員が回収のために世帯へ足を運ぶ必要がないためその分手間がかからないといえるが、郵送に係る費用がかかることや、調査員による記入内容のチェックが行われないことで精度が劣ることが懸念される。

(2) 平成27年国勢調査の実施に向けた市区町村における実施状況把握の結果について

- 調査の実施に係るマンション等への協力依頼や調査員の確保の取組について、国にサポートを期待する取組を問うているが、市区町村にしてみれば、できることがすべて取り組んでほしいのが本音なのではないか。費用対効果を勘案しつつできるものを多角的に行うことが必要。

(3) 平成27年国勢調査第3次試験調査の調査方法について

- オンライン先行方式で実施することなので、『インターネット回答の利用案内』の内容や世帯への説明の仕方などについては、自宅で回答することを想定したものだけでなく、勤め先などでも回答することを意識することが必要。
- 調査員事務をアパート・マンションの管理会社に委託するというやり方は、現行の法令において可能なのか。
⇒ 調査員事務の委託となると、国勢調査令の改正が必要になる。ただ、市区町村や調査員の事務負担を考慮すると、この方法はメリットがあると思料。
- 最近だと、社会福祉施設に類する施設が多様化しており、公的な施設以外にも民間で様々なサービスを行う施設があるようである。調査実施上、これらをどのように定義するのか整理が必要。
- 東日本大震災の被災地における、原発事故の避難地域はどのように調査するのか。居住地で調査するのが原則なので、人口はゼロになるところだが、交付金などの算定にも用いられる統計なので、取り扱いを検討が必要。
⇒ 貴見のとおり、居住地で調査することが原則となっているので、避難先で調査することが原則となるが、三宅島の全島避難など、過去の例も参考にしながら、今後、調査方法等について、さらに検討していくこととしている。

<文責：事務局（今後、修正することがあり得ます。）>

以 上